

水道料金、名義変更、水道の使用開始・中止手続等については
山武郡市広域水道企業団お客様センターへお問い合わせください

ヨイミズ
☎0475(50)4132
東金市東上宿12番地13(サンピア立体駐車場裏)

【お客様センター受付内容】

- 水道料金に関するお問い合わせ(料金の支払い方法等)
- ご利用になるお客さまの名義の変更等
- 水道メータ検針に関するお問い合わせ
- お引越し等による水道の使用開始・中止(料金精算)のお申し込み
※希望日の**3〜4日前まで**にご連絡ください。

【お客様センター受付時間】

平日 8時30分〜17時30分 土曜日 8時30分〜12時00分
(日曜・祝日及び年末年始12月29日〜1月3日を除く)
使用開始・中止はインターネットからお申し込みいただけます！
URL [https://www.blue.cdc-bnet.jp/sansui/]
携帯・スマートフォンの方は、右のQRコードから →



水道料金のお支払いは便利な口座振替で！

現在水道料金のお支払いは、約7割のお客さまに口座振替をご利用いただいています。口座振替にすると、金融機関等に行く必要もなく、「納め忘れ」の心配もありません。ご利用されていない方は、ぜひこの機会に申し込みをお願いします。

ステップ1 口座振替依頼書を用意

いずれかの方法で
ご用意ください。

- 金融機関窓口
- 山武水道お客様センター窓口
(郵送ご希望の方はお客様センターまでご連絡ください。)

ステップ2 所要事項を記入し、銀行届出印を押印

お客様番号は、「使用水量等のお知らせ(検針票)」や「納入通知書」に記載されていますので、そちらを転記してください。

ステップ3 口座振替依頼書を提出

いずれかの方法で
提出してください。

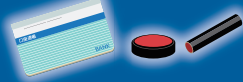
- 金融機関窓口に参加
- 山武水道お客様センター窓口へ郵送または持参

《ご利用できる金融機関》

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、三井住友銀行、
ゆうちょ銀行、銚子商工信用組合、千葉信用金庫、
銚子信用金庫、中央労働金庫、山武郡市農業協同組合、
東日本信用漁業協同組合連合会

金融機関窓口で直接申込みする場合は

- ①お客様番号が確認出来るもの
(使用水量等のお知らせ・納入通知書)
- ②通帳
- ③銀行届出印
をご持参ください。



水道料金の口座振替手続きが「納入通知書」が届きましたら、**納入期限までに**該当の金融機関や山武水道お客様センター窓口、コンビニ、スマホ決済
お済みでない方へでお支払いください。なお、**スマホ決済の場合、領収書は発行されませんので、二重払いをしないようご注意ください。**

漏水の早期発見にご協力をお願いします！

道路上で漏水を発見された場合は、施設課 維持班までご連絡ください。
水道管からの漏水は、大切な水が無駄になるだけでなく、場合によっては道路陥没等の二次災害に
つながる恐れがあります。
次のように漏水の恐れがある場合はお手数ですがご連絡をお願いいたします。

- ① 晴れた日でも、道路や歩道がいつも濡れている。
- ② 普段乾いている水路や側溝に、きれいな水が流れている。
- ③ ひび割れや陥没などから水がしみ出している。

【問い合わせ先】 施設課 維持班 ☎0475(55)7854



水が溢れて大変だ！
山武水道に連絡しな
きゃ！



水道メータの交換にご協力をお願いします！

水道メータの有効期間は計量法で8年と定められており、有効期間が満了する前に、お客さまのお宅に伺い交換を行います。

水道メータを取り換える際には、あらかじめ「水道メータ交換日程等のお知らせ」を配付いたします。また、交換作業は山武水道が発行する委託証明書を携帯した指定給水装置工事事業者が行います。

- 交換に伴う費用は**無料**です。
- 交換の際に**立ち会い**は**不要**です。
- 交換時に**20分程度**の断水をいたします。

(状況によっては、さらにお時間をいただく場合があります。)

水道メータ付近に犬をつないだり、車両や物を置かないようお願いします。
また、不審に思われる場合は、業務課 給水検査班までご連絡ください。

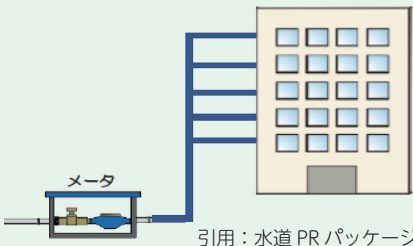
【問い合わせ先】 業務課 給水検査班 ☎0475(55)7853

共同使用に関する水道料金の取扱いについて

アパート・マンションなどの集合住宅で、水道メータ1台によって複数の世帯が給水を受けているお客さまを対象に、共同使用扱いによる水道料金計算を行い、生活用水にかかる費用の低廉化を図る制度があります。

この制度を利用する場合は、申請手続きが必要となります。

条件によっては適用が認められない場合がございますので、詳しくは業務課 料金班までご連絡ください。



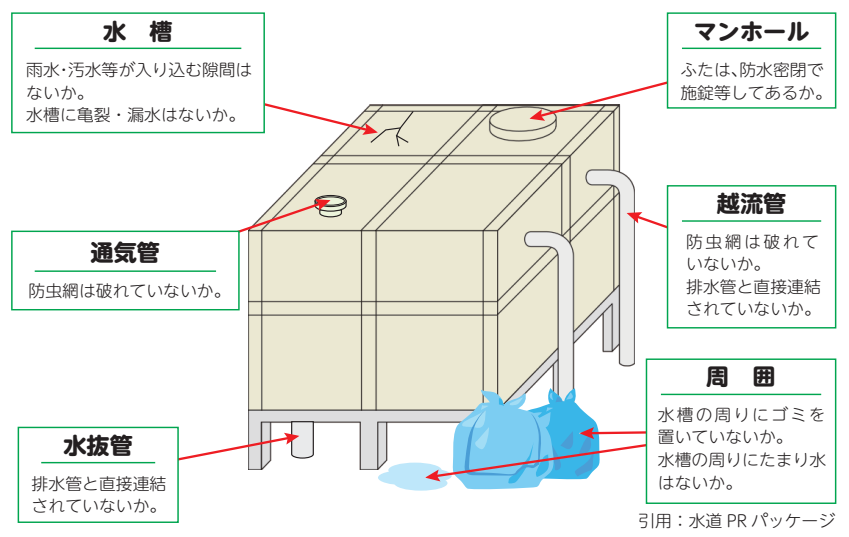
【問い合わせ先】 業務課 料金班 ☎0475(55)7853

貯水槽水道の適正管理について

貯水槽水道(受水槽・高置水槽を通して給水しているビル・アパート等の給水施設)は、水道法で設置者の責任により適正な管理を行うことが義務付けられています。

貯水槽水道の設置者、所有者又は管理者の方は、以下の基準に従い、管理を行ってください。

- ①毎日蛇口から出る水の状態(味・色・匂い・濁りなど)を確認してください。
- ②月に1回下記を参考に貯水槽の点検を行ってください。
- ③年に1回以上の清掃や水質検査を行ってください。



詳しくは業務課 給水検査班までご連絡ください。

【問い合わせ先】 業務課 給水検査班 ☎0475(55)7853